

# 都市計画決定権者一覧

都市計画の種類		県決定	市町村決定	
都市計画区域・準都市計画区域		○		
区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）		○		
地域地区	用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域		○	
	高層住居誘導地区		○	
	高度地区・高度利用地区		○	
	防火地域・準防火地域		○	
	景観地区		○	
	風致地区	2以上の市町村にわたる 面積10ha以上	○	
		その他		○
	駐車場整備地区			○
	臨港地区	重要港湾	○	
		地方港湾		○
	流通業務地区		○	
	生産緑地地区			○
	伝統的建造物群保存地区			○
都市施設	道路	一般国道	○	
		県道	○	
		市町村道（4車線以上）		○
		市町村道（4車線未満）		○
		自動車専用道	○	
	都市高速鉄道		○	
	駐車場			○
	自動車ターミナル	一般		○
		専用		○
	公園・緑地・広場・墓園	国又は県が設置する 面積10ha以上	○	
		その他		○
	その他公共空地			○
	下水道	流域下水道	○	
		公共下水（2市町村にまたがる）	○	
		公共下水（その他）		○
		その他		○
	産業廃棄物処理場		○	
	ゴミ焼却場・その他処理施設			○
	河川	1級・2級	○	
		準用		○
	学校	大学・高専		○
		その他		○
	病院、保育所その他医療施設又は社会福祉施設			○
市場、と畜場、火葬場			○	
一団地の住宅施設	2000戸以上		○	
	2000戸未満		○	
一団地の官公庁施設		○		
流通業務団地		○		
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超で国又は県が施行 すると見込まれるもの	○	
		その他		○
	市街地再開発事業	面積3ha超で国又は県が施行 すると見込まれるもの	○	
その他			○	
地区計画			○	